

(注) 項目及び頁の記載は、新たに挿入されたものを除き、平成27年12月22日付け公表版による。

項目	頁	修正前	修正後
添付資料1 優先交渉権者選定基準			
表2 (1) ⑥	17	(事業収支の方針) ・計画の基礎となる数値の根拠が明確に示されているか。 ・事業期間を通じたコスト縮減への取組(CM方式の導入、業務改善提案の実施等)について、具体性や実現性が認められるとともに、サービス水準の維持・向上と両立しうるものとなっているか。 ・運営権対価の根拠たる収入増加につながる交通量増大策の金額面での効果について、具体的で優れた提案となっているか。	(事業収支の方針) ・計画の基礎となる数値の根拠が明確に示されているか。 ・事業期間を通じたコスト縮減への取組(CM方式の導入、業務改善提案の実施等)について、具体性や実現性が認められるとともに、サービス水準の維持・向上と両立しうるものとなっているか。 ・運営権対価の根拠たる収入増加につながる交通量増大策の金額面での効果について、具体的で優れた提案となっているか。 ・ <u>一次審査で示された提案を踏まえ優れた提案がなされているか。</u>
別紙1	24	※2 「①参加資格要件に関する実績」においては、応募グループの組織によらず広く実績を評価する観点から、応募企業又は応募グループの代表企業・構成企業が提出する実績において、親会社、子会社又は関連会社の実績の提出も認めることとする。 ※3 「①参加資格要件に関する実績」のうち実績A-1と実績B-1については、連携企業の実績を評価対象に含める。	※2 「①参加資格要件に関する実績」のうち実績A-1と実績B-1については、連携企業の実績を評価対象に含める。 ※3 「①参加資格要件に関する実績」においては、応募グループの組織によらず広く実績を評価する観点から、応募企業又は応募グループの代表企業、 <u>構成企業及び連携企業</u> が提出する実績において、親会社、子会社又は関連会社の実績の提出も認めることとする。
添付資料2 様式集及び記載要領			
表1 (1) ②	4	特定事業と附帯事業の事業実施体制について、以下の事項に留意して記述すること。	特定事業と附帯事業の事業実施体制について、以下の事項に留意して記述すること。 <u>なお、パーキングエリアにおける売店等の営業について、新築・区域拡張等により附帯事業ではなく任意事業として実施することを提案する場合であっても、その実施体制をあわせて記述すること。</u>
表2 (1) ⑤	12	(任意事業における地域活性化の取組) (略) ・提案の実現性とその効果(実施体制、地域への波及効果等) ・地域との共生 ・雇用創出への貢献 ・検討着手から事業開始までの具体的な実施スケジュール(案) ・その他独自の提案 (略)	(任意事業における地域活性化の取組) (略) ・提案の実現性とその効果(実施体制、地域への波及効果等) ・地域との共生 ・雇用創出への貢献 ・ <u>連結許可を要する事業における、地域との調和及び利用者の利便性への配慮</u> ・検討着手から事業開始までの具体的な実施スケジュール(案) ・その他独自の提案 (略)
様式A 表紙	47	—	<u>通し番号 記入欄を追加</u>
様式A-1-1 - i ～ 様式A-8	48 ～ 64	通し番号	<u>ページ番号</u>
様式B・C・D 表紙	70	—	<u>通し番号 記入欄を追加</u>
様式B-1 ～ 様式C-5, 様式D-2	71 ～ 105 107	通し番号	<u>ページ番号</u>

項目	頁	修正前	修正後
様式B-5-1	81	様式B-5-1	<u>様式B-5</u>
様式B-5-1	81	<p>② 任意事業における地域活性化に関する取組の基本方針と規模又は頻度、内容*について、以下の事項を含めて記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案の実現性とその効果（実施体制、地域への波及効果等） ・地域との共生 ・雇用創出への貢献 <p>・検討着手から事業開始までの具体的な実施スケジュール（案）</p> <p>・その他独自の提案</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>② 任意事業における地域活性化に関する取組の基本方針と規模又は頻度、内容*について、以下の事項を含めて記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案の実現性とその効果（実施体制、地域への波及効果等） ・地域との共生 ・雇用創出への貢献 ・<u>連結許可を要する事業における、地域との調和及び利用者の利便性への配慮</u> <p>・検討着手から事業開始までの具体的な実施スケジュール（案）</p> <p>・その他独自の提案</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
添付資料5 公共施設等運営権実施契約書（案）			
鑑文 第2 2	1	別紙2（各施設及び運営権の内容）の第2（改築業務対象施設）、要求水準書<総則編>及び要求水準書<改築業務編>に規定される知多4路線における改築業務の対象となる施設（以下個別に又は総称して「改築業務対象施設」という。）	別紙2（各施設及び運営権の内容）の第2（改築業務対象施設）の表の工事名称の項に記載された新設工事、追加工事、増設工事、防水工事及び機能向上工事の対象となる施設（以下個別に又は総称して「改築業務対象施設」という。）をいう。
—	24	—	<p><u>（工事原因者に対する工事施工命令等）</u></p> <p><u>第27条の2 公社は、第三者の責めに帰すべき事由により運営権設定対象施設に損害が発生した場合は、当該第三者に対して、道路法第22条の規定に基づき、損害の復旧に必要な工事の施工を命じるものとし、又は、道路法第58条の規定に基づき、その費用を当該第三者に負担させるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に従い公社が道路法第22条の規定に基づき損害の復旧に必要な工事の施工を命じたにもかかわらず当該第三者が公社の命令に応じなかった場合、又は、公社が道路法第58条の規定に基づき当該第三者に費用を負担させる場合においては、公社は、運営権者に工事の施工を指示するものとする。</u></p> <p><u>3 前項の規定による公社の指示の有無にかかわらず、運営権者は、要求水準書に従って、道路機能を早期に回復させるために最低限必要な復旧作業を速やかに実施するものとする。</u></p> <p><u>4 前2項の場合において、公社は、運営権者が工事の施工及び復旧作業に要した合理的な費用を負担する。</u></p> <p><u>5 第1項から第4項までに関して、運営権者は、要求水準書に従って、公社の求めに応じて事務補助等を行うものとする。</u></p>
第34条第3項	27	運営権者は、公社との間で、改築業務対象施設ごとに前項の改築業務費用及び工事竣工予定日等を確定し、契約（以下「改築業務対象施設別契約」という。）を締結するものとする。但し、公社及び運営権者は、改築業務費用の変更が必要となった場合は、相手方に合理的な理由をその根拠資料とともに示した上で協議を行い、合意に基づき、改築業務対象施設別改築業務費用を増額又は減額することができる。	運営権者は、公社との間で、改築業務対象施設ごとに第1項の改築業務費用及び工事竣工予定日等を確定し、契約（以下「改築業務対象施設別契約」という。）を締結するものとする。 <u>ただし、公社及び運営権者は、改築業務費用の変更が必要となった場合は、相手方に合理的な理由をその根拠資料とともに示した上で協議を行い、合意に基づき、改築業務対象施設別改築業務費用を増額又は減額することができる。</u>
第35条第1項	27	日本国内における賃金水準又は物価水準の変動に伴い、工事価格を変更することができるのは、コンストラクションマネージャーと専門業者との間で締結される工事請負契約の期間が12ヶ月間を超える場合に限り、変更額は、契約日から12ヶ月を経過した後の変動前残工事価格（変更時の出来形部分に相応する工事価格を控除した額）と変動後残工事価格（変動後の賃金水準又は物価水準を基礎に算出した変更前残工事価格に相応する額）との差額が1000分の15を超える額と	<u>公社及び運営権者は、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動に伴い、工事価格を変更することができる。かかる工事価格の変更を請求できるのは、</u> コンストラクションマネージャーと専門業者との間で締結される工事請負契約の期間が12ヶ月間を超える場合に限り、変更額は、契約日から12ヶ月を経過した後の変動前残工事価格（変更時の出来形部分に相応する工事価格を控除した額）と変動後残工事価格（変動後の賃金水準又は物価水準を基礎に算出した変更前残工

項目	頁	修正前	修正後
		する。	事価格に相応する額)との差額が1000分の15を超える額とする。
第35条第3項	28	第1項の規定による変更は、この条の規定により工事価格の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中工事価格とあるのは、「直前のこの条に基づく工事価格の変更の基準とした日」とするものとする。	第1項の規定による変更は、この条の規定により工事価格の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中 <u>契約日</u> とあるのは、「直前のこの条に基づく工事価格の変更の基準とした日」とするものとする。
第35条第7項	28	—	<u>第2項及び前項の協議開始の日については、公社が運営権者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、公社が第1項、第4項又は第5項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、運営権者は、協議開始の日を定め、公社に通知することができる。</u>
—	29	—	<u>(改築業務対象施設の監理業務)</u> 第39条の2 運営権者は、本契約、要求水準書、募集要項等、運営権者提案書及び設計図書に従い、監理業務を実施する。
第40条第2項	29	運営権者は、第57条(公社による完了検査)第5項に規定する完了検査の結果の通知を公社から受けたときは、当該通知にかかる各改築業務対象施設につき改築業務費用を請求することができる。公社は、この項前段の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から40日以内に改築業務費用を支払わなければならない。	運営権者は、 <u>①第44条(事前調査業務の実施)第5項に定める公社の確認を受けたときは、当該確認を受けた各改築業務対象施設の事前調査業務につき改築業務費用を請求することができ、②第48条(設計図書の提出及び確認)第2項に規定する設計図書の確認を完了した旨の通知を公社から受けたときは、当該通知を受けた各改築業務対象施設の設計業務につき改築業務費用を請求することができ、③第57条(公社による完了検査)第5項に規定する完了検査の結果の通知を公社から受けたときは、当該通知にかかる各改築業務対象施設の改築業務の全部につき改築業務費用を請求することができる。</u> 公社は、この項前段の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から40日以内に改築業務費用を支払わなければならない。
第41条第1項	30	運営権者は、公社に対して、改築業務対象施設別契約ごとの契約額の10分の4の範囲内において、公社が定めた率により計算した額の範囲内の前払金(以下この条において「個別前払金」という。)の支払を請求することができる。各改築業務対象施設に係る個別前払金の合計額は、当該各改築業務対象施設の改築業務費用額の10分の4を超えることができない。	運営権者は、公社に対して、改築業務対象施設別契約ごとの契約額の10分の4の範囲内において、公社が定めた率により計算した額の範囲内の前払金(以下この条において「個別前払金」という。)の支払を請求することができる。 <u>ただし、当該改築業務対象施設別契約に基づく改築業務が複数事業年度にわたる場合には、各事業年度における個別前払金の支払は、第9項に定める制約に服するものとする。</u>
第41条第4項	30	運営権者は、第1項の規定により個別前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、工事竣工予定日を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を公社に寄託し、前払対象契約の契約額の10分の2以内の中間前払金(以下この条において「個別中間前払金」という。)の支払を請求することができる。	運営権者は、第1項の規定により個別前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、工事竣工予定日を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を公社に寄託し、 <u>改築業務対象施設別契約の契約額の10分の2以内の中間前払金(以下この条において「個別中間前払金」という。)の支払を請求することができる。ただし、当該改築業務対象施設別契約に基づく改築業務が複数事業年度にわたる場合には、各事業年度における個別中間前払金の支払は、第9項に定める制約に服するものとする。</u>
第41条第6項	31	運営権者は、各改築業務対象施設の前払対象契約の契約額が著しく増額された場合においては、その増額後の各改築業務対象施設の前払対象契約の契約額の10分の4の範囲内において、公社が定めた率により計算した額(第4項の規定により個別中間前払金の支払を受けているときは、増額後の各改築業務対象施設の前払対象契約の契約額の10分の4の範囲内において、公社が定めた率により計算した額及び増額後の各改築業務対象施設の前払対象契約の契約額の10分の2の額の合計額)から受領済みの個別前払金(個別中間前払金	運営権者は、 <u>各改築業務対象施設別契約の契約額が著しく増額された場合においては、その増額後の各改築業務対象施設別契約の契約額の10分の4の範囲内において、公社が定めた率により計算した額(第4項の規定により個別中間前払金の支払を受けているときは、増額後の各改築業務対象施設別契約の契約額の10分の4の範囲内において、公社が定めた率により計算した額及び増額後の各改築業務対象施設別契約の契約額の10分の2の額の合計額)から受領済みの個別前払金(個別中間前払金の支払を受けている場合には、当</u>

項目	頁	修正前	修正後
		の支払を受けている場合には、当該個別中間前払金を含む。以下、この条及び次条において同じ。)を差し引いた額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合において運営権者は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を公社に寄託しなければならない。	該個別中間前払金を含む。以下、この条及び次条において同じ。)を差し引いた額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。 <u>ただし、当該改築業務対象施設別契約に基づく改築業務が複数事業年度にわたる場合には、各事業年度における前払金の支払は、第9項に定める制約に服するものとする。</u> この場合において運営権者は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を公社に寄託しなければならない。
第41条第8項	31	運営権者は、前払金(個別前払金及び個別中間前払金の総称をいう。)を当該前払金が支払われた前払対象契約に係る改築業務(以下この項において「前払対象改築業務」という。)の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(前払対象改築業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。	運営権者は、前払金(個別前払金及び個別中間前払金の総称をいう。)を当該前払金が支払われた <u>改築業務対象施設別契約</u> に係る改築業務(以下この項において「前払対象改築業務」という。)の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(前払対象改築業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
第41条第9項	31	—	<u>公社及び運営権者は、改築業務対象施設別契約において、各事業年度ごとの改築業務の出来高予定額を定めるものとし、各事業年度末における出来高が当該事業年度末の出来高予定額に達していないときは、これが当該出来高予定額に達するまでの間、翌事業年度におけるこの条に定める前払金の支払は行われぬものとする。</u>
第42条第1項	31	運営権者は、工事の完成前に、改築業務対象施設別契約ごとに、出来形部分に相応する各改築業務対象施設の改築業務費用額相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払(以下「改築業務対象施設別部分払」という。)を請求することができる。この場合において、各改築業務対象施設の改築業務費用額は、第3項の確認に基づき公社が通知した出来形割合を各改築業務対象施設の改築業務費用額に乗じて得た額とする。	運営権者は、 <u>改築業務対象施設別契約ごとに、かつ事前調査業務、設計業務、及び施工業務(総称して以下この条において「部分払対象改築業務」という。)ごとに、その完了前に、各部分払対象改築業務の</u> 出来形部分に相応する各改築業務対象施設の改築業務費用額相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払(以下「改築業務対象施設別部分払」という。)を請求することができる。この場合において、各改築業務対象施設の改築業務費用額は、第3項の確認に基づき公社が通知した出来形割合を各改築業務対象施設の改築業務費用額に乗じて得た額とする。
第42条第2項	32	運営権者は、改築業務対象施設別部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を公社に請求しなければならない。	運営権者は、改築業務対象施設別部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る <u>各部分払対象改築業務</u> の出来形部分の確認を公社に請求しなければならない。
第42条第3項	32	公社は、前項の場合において、遅滞なく運営権者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を運営権者に通知しなければならない。この場合において、公社は、必要があると認められるときは、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。	公社は、 <u>前項により部分払対象改築業務の出来形部分の確認の請求を受けた場合においては、</u> 遅滞なく運営権者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行うほか、 <u>前項により確認の請求を受けた部分払対象改築業務の確認を行い、</u> 当該確認の結果を運営権者に通知しなければならない。 <u>なお、部分払対象改築業務の出来形部分の確認において、</u> 公社は、必要があると認められるときは、 <u>当該</u> 出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
第42条第4項	32	前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、運営権者の負担とする。	前項 <u>第二文</u> の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、運営権者の負担とする。
—	34	—	<u>(条件変更等)</u> <u>第45条の2 運営権者は、事前調査業務の実施にあたり、次の各号のいずれかに該当する場合、その旨を直ちに公社に通知し、その確認を請求しなければならない。この場合、第53条の2(条件変更等)第2項から第5項までの規定を準用する。</u> <u>(1) 本契約において公社が増加費用を負担(又は減</u>

項目	頁	修正前	修正後
			<p><u>少分を調整)するものと定められた事由によって業務原価が変更となった場合</u> <u>(2) 各契約図書の記載内容の変更によって業務原価が変更となった場合</u></p>
—	36	—	<p><u>(条件変更等)</u> <u>第48条の2 運営権者は、コンストラクションマネージャーによる設計業務の実施にあたり、次の各号のいずれかに該当する場合、その旨を直ちに公社に通知し、その確認を請求しなければならない。この場合、第53条の2(条件変更等)第2項から第5項までの規定を準用する。</u> <u>(1) 本契約において公社が増加費用を負担(又は減少分を調整)するものと定められた事由によって業務原価が変更となった場合</u> <u>(2) 各契約図書の記載内容の変更によって業務原価が変更となった場合</u></p>
第49条	35	運営権者は、本契約、要求水準書、募集要項等、運営権者提案書及び設計図書に従い、監理業務を実施する。	<p><意図的に削除> ※第39条の2に移動</p>
第53条の2	36	<p>運営権者は、コンストラクションマネージャーによる本工事の実施にあたり、次の各号のいずれかに該当する場合、その旨を直ちに公社に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>運営権者は、コンストラクションマネージャーによる本工事の実施にあたり、次の各号のいずれかに該当する場合、その旨を直ちに公社に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(略)</p>
第59条第1項	40	<p>改築業務対象施設の工事目的物について、公社が改築業務対象施設別契約において本工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下この条において「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第56条(完了確認)、第57条(公社による完了検査)及び第58条(改築業務対象施設の工事竣工日)中「改築業務対象施設」とあるのは「指定部分に係る改築業務対象施設」と、第40条(改築業務費用の支払方法)中「改築業務の実施に必要な費用」とあるのは「部分引渡しに係る改築業務対象施設についての改築業務の実施に必要な費用」と、「改築業務費用」とあるのは「部分引渡しに係る改築業務対象施設についての改築業務費用」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p>	<p>改築業務対象施設の工事目的物について、公社が改築業務対象施設別契約において本工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下この条において「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、<u>第40条(改築業務費用の支払方法)中「改築業務費用」とあるのは「部分引渡しに係る改築業務対象施設についての改築業務費用」と</u>、第56条(完了確認)、第57条(公社による完了検査)、第58条(改築業務対象施設の工事竣工日) <u>及び第61条(改築業務対象施設に係る公共施設等運営権)中「改築業務対象施設」とあるのは「指定部分に係る改築業務対象施設」と</u>、<u>第62条(瑕疵担保)中「工事目的物である各改築業務対象施設」とあるのは「部分引渡しに係る工事目的物である各改築業務対象施設」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を準用する。</u></p>
第89条第2項	55	<p>前項の協議にかかわらず、当該改正又は制定がなされた法令等の公布日から120日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担(費用が減少した場合には、減少分の調整)についての合意が成立しない場合、公社が当該法令等の改正又は制定に対する対応方法を運営権者に通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙14(法令改正及び不可抗力による費用負担)に記載する負担割合によるものとし、運営権者の費用が減少した場合には、当該費用相当額については公社の帰属とする。</p>	<p>前項の協議にかかわらず、当該改正又は制定がなされた法令等の公布日から120日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担(費用が減少した場合には、減少分の調整)についての合意が成立しない場合、公社が当該法令等の改正又は制定に対する対応方法を運営権者に通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙14(法令改正及び不可抗力による費用負担)に記載する負担割合によるものとし、運営権者の費用が減少した場合には、<u>別紙14(法令改正及び不可抗力による費用負担)の第1(運営権設定対象施設に係る維持管理・運営業務)の1(1)、同号が準用される限度で同別紙第2(改築業務対象施設に係る改築業務)の1及び同別紙の第3(附帯事業及び任意事業に係る業務)のときは、当該費用相当額については公社の帰属、同別紙第1(運営権設定対象施設に係る維持管理・運営業務)の1(2)及び同号が準用される限度で同別紙第2(改築業務対象施設に係る改築業務)の1のときは、当該費用負担相当額については運営権者の帰属とする。</u></p>
第107条第2	64	前項に基づく運営権の取消しについて、行政手続法	<u>第110条(運営権の取消し)</u> に基づく運営権の取消

項目	頁	修正前	修正後																																																																			
項		その他適用法令の規定により聴聞が必要である場合には、前項に基づく解除に先立ち聴聞を実施するものとする。	しについて、行政手続法その他適用法令の規定により聴聞が必要である場合には、前項に基づく解除に先立ち聴聞を実施するものとする。																																																																			
第113条第1項	66	<p>第107条（運営権者の事由による本契約の解除）の規定により本契約が解除された場合、運営権者は、次の各号に従い、当該各号に定める額を違約金として公社の指定する期限までに支払わなければならない。</p> <p>(1) 運営権設定対象施設（改築業務対象施設を除く。） 解除された運営権設定対象施設ごとに、解除の時期を問わず、当該運営権設定対象施設に係る運営権対価年額相当額の10%に相当する金額</p> <p>(2) 改築業務対象施設 解除された改築業務対象施設ごとに、解除の時期を問わず、当該改築業務対象施設に係る改築業務対象施設別改築業務費用の10%に相当する金額</p>	<p>第107条（運営権者の事由による本契約の解除）の規定により本契約が解除された場合、運営権者は、次の各号に従い、当該各号に定める額を違約金として公社の指定する期限までに支払わなければならない。</p> <p>(1) 運営権設定対象施設（改築業務対象施設を除く。） 解除された運営権設定対象施設ごとに、解除の時期を問わず、当該運営権設定対象施設に係る運営権対価年額相当額の10%に相当する金額</p> <p>(2) 改築業務対象施設 解除された改築業務対象施設ごとに、解除の時期を問わず、当該改築業務対象施設に係る改築業務対象施設別改築業務費用（ただし、解除の時点において、当該改築業務対象施設のうち別紙2（各施設及び運営権の内容）の第2（改築業務対象施設）の表の「数量」の項に記載された一部について改築業務が完了し公社が引渡しを受けている場合には、当該一部に係る公社が合理的に定める改築業務費用を控除する。）の10%に相当する金額</p>																																																																			
別紙1	74	<p>(23) 「改築業務対象施設」とは、本契約の冒頭第2（対象施設の概要）の1（公共施設等）に定義される意味をいう。</p> <p>(61) 「公社取得用地（新設 PA 隣接区域）」とは、別紙2（各施設及び運営権の内容）の第2（改築業務対象施設）に規定された新設のパーキングエリア（改築業務の対象である大府 PA（下り線）及び阿久比 PA（上り線）（いずれも仮称）をいう。以下同じ。）のうち、事業区域外の当該新設のパーキングエリアに隣接する区域において、要求水準書において示す範囲の用地をいう。</p>	<p>(23) 「改築業務対象施設」とは、本契約の冒頭第2（対象施設の概要）の2（改築業務対象施設）に定義される意味をいう。</p> <p>(61) 「公社取得用地（新設 PA 隣接区域）」とは、別紙2（各施設及び運営権の内容）の第2（改築業務対象施設）に規定された新設のパーキングエリア（改築業務の対象である大府 PA（下り線）及び阿久比 PA（上り線）（いずれも仮称）をいう。以下同じ。）に隣接する区域において、要求水準書において示す範囲の用地をいう。</p>																																																																			
別紙5第1	95	<p>6 (3) 衣浦トンネル (通行1回当たり 単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種区分</th> <th>普通車</th> <th>中型車</th> <th>大型車</th> <th>特大車</th> <th>軽自動車等</th> <th>軽車両等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全線（力石～八草）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6 (5) 名古屋瀬戸道路 (通行1回当たり 単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種区分</th> <th>普通車</th> <th>中型車</th> <th>大型車</th> <th>特大車</th> <th>軽自動車等</th> <th>軽車両等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全線（力石～八草）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一部線</td> <td>力石～中山</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中山～八草</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等	軽車両等	全線（力石～八草）							車種区分	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等	軽車両等	全線（力石～八草）							一部線	力石～中山						中山～八草						<p>6 (3) 衣浦トンネル (通行1回当たり 単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種区分</th> <th>普通車</th> <th>中型車</th> <th>大型車</th> <th>特大車</th> <th>軽自動車等</th> <th>軽車両等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6 (5) 名古屋瀬戸道路 (通行1回当たり 単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種区分</th> <th>普通車</th> <th>中型車</th> <th>大型車</th> <th>特大車</th> <th>軽自動車等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等	軽車両等	全線							車種区分	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等	全線					
車種区分	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等	軽車両等																																																																
全線（力石～八草）																																																																						
車種区分	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等	軽車両等																																																																
全線（力石～八草）																																																																						
一部線	力石～中山																																																																					
	中山～八草																																																																					
車種区分	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等	軽車両等																																																																
全線																																																																						
車種区分	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等																																																																	
全線																																																																						
別紙13第4	149	<p>公社は、第78条（公社によるモニタリング）に基づき、運営権者による任意事業の実施につき、要求水準を満たしていないと判断した場合には、本契約、モニタリング基本計画及びモニタリング実施計画書の規定に従い、運営権者に対して注意、是正指導、是正勧告等を行うとともに、任意事業協定書に基づき違約金等</p>	<p>公社は、第78条（公社によるモニタリング）に基づき、運営権者による任意事業の実施につき、要求水準を満たしていないと判断した場合には、本契約、モニタリング基本計画及びモニタリング実施計画書の規定に従い、運営権者に対して注意、是正指導、是正勧告等を行うことができるものとする。また、公社は、運</p>																																																																			

項目	頁	修正前	修正後
		<p>の支払を請求できるものとする。また、公社は、運営権者が合理的な理由なく、当該任意事業を実施しなかったと認めた場合には、当該事実について公表できるものとする。</p>	<p>営権者が合理的な理由なく、<u>運営権者提案書どおり</u>当該任意事業を実施しなかったと認めた場合には、<u>任意事業協定書に基づき運営権者に対して違約金等の支払を請求できるほか、運営権者が当該任意事業を実施しなかった事実</u>について公表できるものとする。</p>